

# 不法行為に基づく損害賠償請求権の 個数と損害項目・訴えの変更

——最判令和3年11月2日を契機とする英米法研究——

大 西 邦 弘

- I はじめに
- II 現在のわが国の法状況
- III イングランド法——出訴期限の基礎と先例
- IV イングランド法——訴訟原因の個数と損害項目
- V 検討——請求権と損害項目 (heads of damage)
- VI おわりに

## I は じ め に

同一の事故によって発生する不法行為に基づく損害賠償請求権の個数は1個なのであろうか。それとも被侵害利益ごとに複数の損害賠償請求権が発生するのであろうか。この点について、従来は民事訴訟法学によって一定の議論がなされており、そこではこの問題は訴訟物の問題ではなく実体法の問題であるとされてきたものの、最近の不法行為法学では必ずしも十分な議論がなされているとは評価しがたい状況にあった。このような状況において、最判令和3年11月2日裁時1779号1頁（以下、本稿では「令和3年判決」という）が、同一の事故によって発生する損害賠償請求権につき身体傷害と車両損傷とでは請求権が異なると判示したことによって、これをどのように理解するかが問題となる。本稿ではこの問題を、イングラ

ンド法を中心とする英米法を参照することによって検討することにしたい。

その結果、イングランド法において訴訟の客体となる訴訟原因（cause of action）は被侵害利益ごとに異なるとされているが、この規律を示した100年以上前の判決には有力な反対意見が付されており、学説も早晚判例変更されるであろうと評価している。また、カナダ最高裁判所がこの規律を否定していることが明らかとなった。つまり、物的損害の賠償のみを請求して訴訟を提起し、出訴期限経過後に人身損害の賠償請求を追加した場合、訴訟原因は同一であるとして訴えの変更が認められている。これは、歴史的形式主義を理由として実質的な正義が損なわれてはならないということが理由とされている。

わが国においても、歴史的形式主義的な請求権概念のために不法行為に基づく損害賠償請求権を身体傷害と車両損傷とで分断してしまい、訴えの変更や重複起訴の禁止等でも複雑な問題を惹起するだけでなく、——物的損害であっても——被害者の救済を否定するのは正義に悖るのではないかということ、検討していくことにしたい。

## II 現在のわが国の法状況

### 1 序

令和3年判決までのわが国における法状況については以下の通りであった。すなわち、同一の交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求について、人身損害にかかる損害賠償請求権の消滅時効の起算点は遅くとも症状固定時となる。<sup>(1)</sup>他方で、物的損害の場合は事故発生から間もなく物的損害と加害者が明らかとなることが多いと思われ、消滅時効の起算点は事故時と近接するものと思われる。<sup>(2)</sup>

(1) 最判平成16年12月24日判時1887号52頁。

(2) 他方で、欠陥建築のような場合には物の瑕疵の発見が遅れ、それを時

では、これまで、同一の交通事故による人身損害と物的損害にかかる損害賠償請求権の消滅時効は、裁判例においてどのように扱われてきたのであろうか。

## 2 令和3年判決までの裁判例

令和3年判決より前の裁判例では、人的損害と物的損害、広くは交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求権と時効について、どのような判示がなされてきたのであろうか。

まず、弁護士費用相当額の損害賠償請求権の消滅時効の起算点については、不法行為時ではなく弁護士への委任契約時が起算点とされている。<sup>(3)</sup>

もっとも、この判決は、事故による損害賠償請求権と弁護士費用相当額

---

効との関係でどのように処理するかが問題となり得る。たとえば、最判平成19年7月6日民集61巻5号1769頁（いわゆる別府マンション事件）の事案では、時効の起算点は差戻後控訴審判決（福岡高判平成24年1月10日判時2158号62頁）において「瑕疵担保に基づく請求は、これが無過失責任であることにより、瑕疵の認識のみで足り、故意過失の認識までは必要がないものである。

すると、一審被告らの主張のとおり、一審原告らに対する本件建物の引渡しあるいは一審原告らから一審被告管組に対する修補請求がなされた事実があったとしても、この時点で一審原告らが一審被告らの故意又は過失についても認識していたことを認めるに足る証拠はなく、むしろ当初一審原告らは一審被告管組に対し瑕疵担保責任のみを主張していたとの経緯に鑑みれば、本件建物引渡しあるいは瑕疵修補請求の時点で一審原告らが一審被告らの故意又は過失について認識していたものとは認められないから、上記消滅時効についての一審被告らの主張は採用できない」とされている。このような問題はイングランド法においても問題となるが、詳しくは、イングランド法における *Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決の紹介に譲る。

(3) 最判昭和45年6月19日民集24巻6号560頁。潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法』（新世社、第4版、2021年）140頁参照。

の損害賠償請求権は別個の請求権であるとは述べていない。

また、この判決の当時において、弁護士費用の賠償請求は、通常、別訴<sup>(4)</sup>で請求するものであると考えられていた。

そして、遠藤浩博士は、この判決を弁護士費用の損害賠償請求が認められる過渡期のものとして反対し、弁護士費用にかかる損害賠償請求権の消滅時効の起算点についてもやはり不法行為の時とされている。<sup>(5)</sup>

その後、同一事故により生じた同一の身体傷害を理由として財産上の損害と精神上的の損害の賠償を請求する場合における請求権および訴訟物は1個であるとする判例があり、<sup>(6)</sup>同一事故による不法行為に基づく損害賠償の請求権および訴訟物にかかるリーディングケースと目されている。<sup>(7)</sup>この判決では、物的損害と人的損害の賠償請求権の異同については、未解明の部分が残されていた。<sup>(8)</sup>

さらに、人身損害については症状固定から3年経過しないうちに調停申立てがなされた事案について、物損については調停申立ての日から3年経過しており、物損は人損とは別個の訴訟物であるから、物損についてのみ消滅時効により消滅することに問題はないとした裁判例がある。<sup>(9)</sup>

(4) 遠藤浩「判批」星野英一＝平井宜雄編『民法判例百選Ⅱ債権』（有斐閣、1975年）223頁。

(5) 遠藤・前掲注(4)223頁。

(6) 最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁。この判決の評釈として、堤龍弥「判解」高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選』（有斐閣、第5版、2015年）158頁などがある。

(7) 瀬木比呂志『民事訴訟法』（日本評論社、2019年）（以下「瀬木『民事訴訟法』」と略記する）54頁はこの結論を相当と評価している。

(8) 野田宏「判解」『最高裁判所判例解説民事篇昭和48年度』（法曹会、1977年）462頁（注2）によると「本判決は、物的損害と人的損害との請求権の異同については、何ら判断をしていないものと解すべきである」としている。堤・前掲注(6)159頁参照。

また、同一の交通事故による損害賠償請求訴訟において、人身損害にかかる治療費の支払いにつき、物損についての債務の承認と認めず、損害賠償請求権は時効消滅していると判示した裁判例もある<sup>(10)</sup>。この判決は、特に損害賠償請求権の個数については判示していない。

このようにみると、従来の下級審を中心とした裁判例においては、人的損害と物的損害について消滅時効の点では異なる処理がなされることが多かったように見受けられる。

### 3 令和3年判決までの学説——民事訴訟法学

では、学説はどうであったか。この問題は最近とりわけ主に民事訴訟法学において議論がなされてきた。ただ、交通事故による損害賠償請求権の個数について、一見、いわゆる新訴訟物理論によれば一つとすることになり、訴訟物を実体法上の請求権と観念するいわゆる旧訴訟物理論によると同一の事故による不法行為に基づく損害賠償請求権は複数成り立ち得るようにも思われるが、この点は、訴訟物理論とは直接の関係はなく実体法の問題である<sup>(11)</sup>とされている。

この問題は直接訴訟物理論とは関係がなく実体法の問題であるとされているにもかかわらず、民事訴訟法学によって次のような一定の議論と整理がなされている。すなわち、交通事故における不法行為に基づく損害賠償請求権の個数について、物損に関しては、①身体傷害とあわせて1個であ

---

(9) 松山地今治支判平成20年12月25日判時2042号81頁。梶村太市他編『ブラクティス交通事故訴訟』（青林書院，2017年）460頁〔丸尾敏也〕参照。

(10) 大阪地判平成26年3月18日交民集47巻2号348頁。園部厚『交通事故物的損害の認定の実際——理論と裁判例』（青林書院，2015年）215頁参照。

(11) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』（有斐閣，第2版補訂版，2014年）（以下「高橋『重点講義』」）と略記する）254頁，伊藤眞『民事訴訟法』（有斐閣，第7版，2020年）222頁。

るとする見解<sup>(12)</sup>、②物損全体で1個であるとする見解、③個々の物ごとに訴訟物は別であるとする見解<sup>(13)</sup>である。

瀬木教授によれば、物の個性を重視すれば③の考え方も成り立ちうるが、被告の防御や審理の効率性の観点からは②の考え方が常識的であるとされ<sup>(14)</sup>ている。

この問題について詳細に検討する高橋宏志教授も②の立場を採用され、「理論としては物損で一個としにくい」と<sup>(15)</sup>されている。ただ、高橋教授がここで用いられている「理論」の内容について、そこではこれ以上の詳しい説明はなされていない。

このように、従来の民事訴訟法学では概ね②の考え方を採用する見解が有力であったようである。

他方で、既述の通り「不法行為に基づく損害賠償請求権について、被侵害利益ごとに請求権が分断されるかどうかの問題」については、基本的には実体法の問題であると<sup>(16)</sup>されているところ、では、実体法である民法・不法行為法では従来どのような議論がなされてきたのであろうか。

#### 4 従来の学説——民法・不法行為法学

この点について、民事訴訟法学からは交通事故にかかる不法行為に基づく損害賠償請求権の個数の問題は実体法の問題であるとされながらも、民

(12) 新堂幸司『新民事訴訟法』(弘文堂、第6版、2019年)336頁では、「通常同一の事故から生じた損害の賠償に関する紛争は、1回の訴訟で全面的に解決するのが望ましい」とされている。

(13) 詳しくは、高橋『重点講義』260頁注(32)、瀬木『民事訴訟法』54頁参照。

(14) 瀬木『民事訴訟法』54頁。

(15) 高橋『重点講義』260頁注(32)。

(16) 伊藤・前掲注(11)222頁。

法（不法行為法）学からは、この問題について明示的に議論されることは最近では少なかったように見受けられる。

たとえば、将来損害項目と事情変更につき、判例を批評する中で訴訟物<sup>(17)</sup>について触れる学説があるが、交通事故の被侵害利益の違いによる請求権概念<sup>(18)</sup>については見解が示されていない。

また、訴訟物<sup>(19)</sup>について明示的に統一的請求権論を採用する見解においても、同一の交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求権の個数については、明らかにされていない。

訴訟と不法行為法を意識的に論じる貴重な学説<sup>(20)</sup>においても、主に要件事実との観点から解説がなされており、訴訟物については言及がなされていない。

やや公表から時間が経過しているが、不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟物を明示的に論ずる見解によっては、「訴訟物は1個として、煩雑な要件と手続きを省く方が、妥当と思われる」とし、時効との関係についても「1個説が妥当と思われる」と説かれている。<sup>(21)</sup>

---

(17) 潮見佳男『不法行為法』（信山社，1999年）244頁。この箇所は2022年3月現在で改訂がなされていない。

(18) なお、後述するが、イングランド法において不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟原因の個数の問題は、主に将来の損害項目との関係での時的な問題と位置づけられている。

(19) 加藤雅信『事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣，第2版，2005年）416頁。

(20) 窪田充見『不法行為 民法を学ぶ』（有斐閣，第2版，2018年）509頁。

(21) 前田達明『民法VI 2 不法行為法』（青林書院，1980年）411頁。平井宜雄教授も「社会的に1個とみられる『損害』をめぐる紛争が訴訟物である」とされ、「訴訟物の特定化の標識が必ずしも明確でないこと、および訴訟物が拡大することによって受ける原告の不利益は、裁判所の金銭的評価への後見的介入によって十分な救済を与えられるであろう」とされている（平井宜雄『損害賠償法の理論』〔東京大学出版会，1971年〕502頁）。

そもそも、最近の不法行為にかかる議論において「物損」は損害の金銭的評価等の損害論の中で語られてきたのであるが、このことについてはイギリス法の検討を終えたのち、「V 検討」で扱うことにする。

## 5 平成29年改正民法——生命・身体の侵害による特例

このような状況において、平成29年の改正民法によって、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効の特例に関する規定が新設され、不法行為に基づく損害賠償請求権については損害および加害者を知った時から3年という時効期間を5年としている（724条の2）。これは、「人の生命や身体に関する利益は、一般に、財産的な利益等の他の利益と比べて保護すべき度合いが強い」ことに基づく<sup>(23)</sup>と説明されている。

確かに、改正民法において、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効につき生命・身体の侵害は別異とされるようになったため、その他の被侵害利益とは異なる扱いは可能なかもしれない。そうであるとすると、改正民法が生命・身体の侵害につき消滅時効を特例的に規定したことによって、不法行為に基づく損害賠償請求権は複数になったと理解すべきであろうか。<sup>(24)</sup>

しかしながら、これでは不法行為に基づく損害賠償請求権を複数と観念することにつき消極的な理由しか述べられておらず（≪権利又は法律上保

(22) たとえば、前田陽一『債権各論Ⅱ不法行為法』（弘文堂、第3版、2017年）96頁参照。

(23) 筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）61頁。

(24) しかし、民法改正と不法行為との関係を論ずるものについても、これによって訴訟物あるいは請求権が異なるとは、解説されていない。たとえば、大塚直編『民法改正と不法行為』（岩波書店、2020年）60頁〔手塚一郎〕。



護される利益》—《生命・身体の侵害》=《その他の利益》という図式となろう)、積極的に物的損害を別個の請求権と観念する必要性が明らかにされていない。<sup>(25)</sup> 不法行為に基づく損害賠償請求権の個数については、このような問題が未解決のままであった。

## 6 令和3年判決

以上のような法状況のもと、令和3年判決が現れた。<sup>(26)</sup>

ただし、令和3年判決は改正民法施行前の事案となる(改正附則10条4項)。

(1) 事案の概要 令和3年判決の事案は、車両を運転中に交通事故にあったX(原告・被控訴人・被上告人)が、加害車両の運転者であるY(被告・控訴人・上告人)に対し、不法行為等に基づき、交通事故によりXに生じた身体傷害および車両損傷を理由とする各損害の賠償を求めるというものである。車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権が改正前の民法724条前段所定の3年の消滅時効により消滅したか否かが

---

(25) また、車両損傷について身体傷害と請求権が異なるとすると、生命・身体の侵害にかかる損害の賠償請求の準備が整わなくても、事実上、物的損害の賠償請求のために3年以内に訴えを提起せざるを得ず、改正の意義が減殺されるのではなからうか。

(26) 本稿脱稿までに接することができた令和3年判決の評釈として、金丸義衡「判批」新・判例解説編集委員会編『新・判例解説 Watch』30号(日本評論社、2022年)91頁、栗田昌裕「判批」法教499号(2022年)101頁がある。金丸教授によると、本判決の射程について「不法行為の個数については判断しておらず、身体傷害を理由とする損害賠償請求権と車両損傷を理由とする損害賠償請求権とを区別した判示は、消滅時効の起算点を判断するという観点においてのみ示されたものであって、1つの事故において人損と物損とで常に別個の損害賠償請求権が生じるという一般論として理解すべきではない」とされている。

争われている。

事実関係は、次のとおりである。

平成27年2月26日、Xが所有し運転する大型自動二輪車とYが運転する普通乗用自動車とが交差点において衝突する事故が発生した。

Xは、本件事故により頸椎捻挫等の傷害を負い、通院による治療を受け、平成27年8月25日に症状固定の診断がなされた。また、本件車両には、本件事故により損傷が生じた。

Xは、平成30年8月14日、本件訴訟を提起した。Xは、本件車両損傷を理由とする損害の額について、本件車両の時価相当額に弁護士費用相当額を加えた金額であると主張し、同金額の損害賠償を求めている。

これに対し、Yは、本件車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権について、本件訴訟の提起前に短期消滅時効が完成していると主張して、これを援用した。Xが遅くとも平成27年8月13日までに本件事故の相手方がYであることを知ったことは、当事者間に争いが無い。

(2) 原審の判断 原審(大阪高判令和2年6月4日 Lex/DB 文献番号 25591449)は、次の通り判断して、Yの短期消滅時効の抗弁を排斥し、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を含めてXの請求を一部認容すべきものとした。

すなわち、同一の交通事故により被害者に身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じた場合、被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、被害者が、加害者に加え、当該交通事故による損害の全体を知った時から進行するものと解するのが相当である。本件事故によりXには身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じたところ、Xが本件事故による損害の全体を知ったのは、症状固定の診断がされた平成27年8月25日であると認めるのが相当であるから、本件訴訟が提起された平成30年8月14日の時点では、Xの

Yに対する本件車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は完成していなかった。

(3) 最高裁の判旨 最高裁は、一部破棄自判、一部却下とした。

「交通事故の被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効は、同一の交通事故により同一の被害者に身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が、加害者に加え、上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行するものと解するのが相当である。

なぜなら、車両損傷を理由とする損害と身体傷害を理由とする損害とは、これらが同一の交通事故により同一の被害者に生じたものであっても、被侵害利益を異にするものであり、車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる請求権であると解されるのであって、そうである以上、上記各損害賠償請求権の短期消滅時効の起算点は、請求権ごとに各別に判断されるべきものであるからである」。

「これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、Xは、本件事故の日に少なくとも弁護士費用に係る損害を除く本件車両損傷を理由とする損害を知ったものと認められ、遅くとも平成27年8月13日までに本件事故の加害者を知ったものであるから、本件訴訟提起時には、XのYに対する不法行為に基づく上記損害の賠償請求権の短期消滅時効が完成していたことが明らかである。また、上記損害の賠償請求が認められない以上、そのための訴訟の提起・追行に要した弁護士費用に係る損害の賠償請求も認められないというべきである」。

## 7 課題の整理

以上のような令和3年判決が示した規律によると、身体傷害を理由とす

る損害賠償については症状固定時が消滅時効の起算点とされるため、車両損傷については事故発生から間もなく損害賠償請求が可能だとすると、本件のように車両損傷にかかる損害賠償請求権だけが先に時効により消滅し得ることになる。

つまるところ、このような最高裁の規律を前提とすると、わが国において不法行為に基づく損害賠償請求については一般に人身損害と物的損害に分類されているところ、同一の事故によって発生する不法行為に基づく損害賠償請求権は1個なのか、それとも複数なのかということが問題となる。

本稿は、令和3年判決を契機とするこのような問題について、その手掛かりをイングランド法に求めるものである。イングランド法にこの問題の解決の手掛かりを求める理由は、イングランド不法行為法においてもわが国における訴訟の客体である請求権概念に類似する訴訟原因という概念を有しており、それらについて有益な判例学説の議論の蓄積を有するからである。

わが国のこれまでの議論状況からは、令和3年判決は従来の下級審裁判例あるいは民事訴訟法学の議論に沿ったもののようにも思われる。しかしながら、実体法である民法（不法行為法）では近時必ずしもこの問題に対して十分な議論がなされておらず、それにもかかわらず実体法としてもこのような結論を是認してもよいのであろうか。

以下では目を転じてその手掛かりを求めてイングランド法を参照することにするが、まずは、イングランド法における不法行為に基づく損害賠償請求権の時的な制限について、人身損害と物的損害がどのように扱われているのかを確認しておくことにしよう。

### Ⅲ イングランド法——出訴期限の基礎と先例

#### 1 序——不法行為に基づく損害賠償請求権と出訴期限

イングランド法において<sup>(27)</sup>、いつまで不法行為法による救済を受けることができるのかという問題にかかる規律は、わが国における時効の概念と完全<sup>(28)</sup>に一致するものではなく、むしろ出訴期限 (limitation) と呼称すべき問題として扱われている。それゆえ、以下ではわが国における時効に相当するものとして、出訴期限という用語を用いることにする<sup>(29)</sup>。

まず確認しておきたいこととして、イングランドにおけるコモン・ローではもともと出訴期限は存在しなかったことを掲げたい。出訴期限は、後に制定法によって導入されたのである。やや結論を先取りするが、イングランド法における出訴期限は、コモン・ローによる規律を制定法が後追いで規制するという側面があるため、ある種パッチワークの様相を呈している。

イングランドの出訴期限にかかる現在の主な制定法は、1980年出訴期限法 (Limitation Act 1980) であり、1986年潜在的損害法 (Latent damage Act 1986) によって修正<sup>(30)</sup>されている。

---

(27) 本稿では、イングランド法を検討するに際し、The Common Law Library, Clerk and Lindsell on Torts, Sweet and Maxwell, 23<sup>rd</sup> ed., 2020 : Deakin, S., and Adams, Z., Markesinis and Deakin's Tort Law, Oxford, 8th, ed., 2019; Witting. C., Street on Torts, Oxford, 16<sup>th</sup> ed., 2021 : The Common Law Library, McGregor on Damages, Sweet and Maxwell, 21<sup>st</sup> ed., 2021 を参照した。以下それぞれ、「Clerk and Lindsell2020」「Markesinis2019」「Street on Torts2021」「McGregor2021」と略記することにする。

(28) イングランドにおける時間と権利については、比較的最近のものとして、松尾弘「イギリスにおける消滅時効法の一断面」NBL 881号 (2008年) 43頁がある。

(29) 松尾・前掲注(28)43頁でも出訴期限とされている。

イングランド法における出訴期限の根拠は、腐りかけた請求 (stale claims) が蒸し返されることによる裁判所の負担軽減と、一定期間訴訟提起されること<sup>(31)</sup>がなかった被告に対する不正義の懸念である。

## 2 イングランドにおける出訴期限の基礎

イングランドにおける不法行為に基づく損害賠償請求の出訴期限は、原則として訴訟原因の発生から6年となる。訴訟原因とは、①請求を実体的に基礎づけるのに必要な事実、あるいは、②請求権と訳されている<sup>(32)</sup>。ただし重要な例外があり、人身損害については訴訟原因の発生から3年とされている<sup>(33)</sup>。注意を要するのは、イングランド法においては損害の発生とその証明を要件とする不法行為類型と、損害の発生とその証明を要しない不法行為類型があり、前者については、損害が発生した時が出訴期限の起算点となる。あくまで起算点は訴訟原因が発生した時であって、行為の時ではない (そして、後に立法による修正がなされているが、原則として損害を知った時でもない)。

損害の発生とその証明が成立要件となるネグリジェンスによる不法行為<sup>(34)</sup>では、損害が発生した時が出訴期限の起算点となる。行為がなされた時ではない。たとえば、防犯ゲートに瑕疵があったために強盗に入られた場合、瑕疵ある防犯ゲートを施工した者に対する損害賠償請求の出訴期限の起算点<sup>(35)</sup>は、防犯ゲートを施工した時ではなく、強盗に入られた時となる。

(30) Street on Torts2021, at 658.

(31) Markesinis2019, at 777.

(32) 田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会, 1991年) 129頁。  
小山貞夫『英米法律語辞典』(研究社, 2011年) 147頁でも、訴訟原因のほかに請求権との訳がある。

(33) Clerk and Lindsell2020, at 31-01.

(34) Street on Torts2021, at 654.

したがって、ネグリジェンスによる不法行為に基づく損害賠償請求は損害の証明が必要な一方で、トRESPASS (trespass) や文書による名誉毀損 (libel) などの不法行為類型は損害の証明が必要ないため (actionable per se), 出訴期限が原告の選択した訴訟原因によって異なる可能性がある。これは、欠陥建築や専門家責任の事案において深刻な問題となり得る。<sup>(36)</sup>

また、出訴期限を徒過した場合であっても、多くの場合それは手続き上のことであって、権利が消滅するわけではないとされてきた。<sup>(37)</sup> つまり、イングランド法における出訴期限は、出訴期限によって実体的な権利が消滅するとはされておらず、——不動産など重要な例外があるものの——単に出訴期限によって訴訟追行することができないという制度と理解されている。<sup>(38)</sup>

出訴期限の証明責任については、抗弁として用いられることが多いため被告と思われがちだが、原告が証明責任を負うとされている。<sup>(39)</sup>

イングランド法における出訴期限について、わが国における時効制度での完成猶予や更新のようなものは想定されておらず、原則として中断 (suspend) されることはない。<sup>(40)</sup> 訴えを提起することによってのみ、出訴期限による不利益を免れる。また、出訴期限とは別に、long-stop というわが国における除斥期間と類似した制度も存在している。<sup>(41)</sup>

---

(35) Street on Torts2021, at 655.

(36) Markesinis2019, at 778.

(37) Clerk and Lindsell2020, at 31-02.

(38) ただし、不動産のほか個別の制定法によって権利の消滅が規定されていることがあり、横領の不法行為 (conversion) について例外的に権利が消滅するとされている (Clerk and Lindsell2020, at 31-29.)。

(39) Clerk and Lindsell2020, at 31-03.

(40) Clerk and Lindsell2020, at 31-05.

(41) Long-stop については、松尾・前掲注(28)48頁参照。そこでは「この期間が到来すると訴訟の道は閉ざされ、その時点で損害が、それゆえ訴訟

このように、イングランドの出訴期限の起算点は訴訟原因が発生した時である。しかし、訴訟原因が発生していることに被害者が気付いていない可能性もあるため、様々な立法によって修正が施されている。それらの修正を統一的に説明する理論が、発見可能性の基準（discoverability test）である。<sup>(42)</sup>

つまり、イングランド法における出訴期限についてはコモン・ローではなく制定法の規律によることは既述の通りであるが、人身損害と物的損害は別に規定されているところ、これはコモン・ロー上の権利をその事案に応じて制定法によって制限してきたという歴史的な理由に基づくものである。このような歴史的個別事案類型別の制定法による制限は、人身損害については発見可能性の基準が導入されたが、物的損害については発見可能性の基準が適用されず、*Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決<sup>(43)</sup>で不都合が生じるに到った。この *Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決による不都合を避けるため、議会によって立法がなされ、物的損害についても発見可能性の基準が採用されるようになったのである。<sup>(44)</sup>

では、*Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決について検討することしよう。

---

原因が発生していなかったとしても、原告の訴権は消滅する」と説明されている。

(42) Markesinis2019, at 777.

(43) [1983] 2 AC 1.

(44) Markesinis2019, at 780.



### 3 *Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners*

#### 判決——物的損害にかかる潜在的損害のリーディングケース

結論から先に示すと、*Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決では、発見可能性基準は採用されなかった。

*Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決で被告となったのは工場の設計者である。この被告となった工場設計者が煙突の内側の素材に比較的新しい材料を指定したところ、数年たってクラックが発見された。このクラックは、遅くとも1970年4月には発生していたと認定されており、訴訟手続きが開始したのは1978年10月であった（出訴期限は6年）。煙突の所有者である原告はクラックの存在について1972年まで合理的な注意を払っていても気づきようがなかった。

第一審や控訴院では原告の請求が認容された。しかしながら、貴族院では原告の請求は棄却されている。貴族院は、出訴期限にかかる（当時の）現行法を解釈する以上、出訴期限を徒過していると認定するしかないと判示している。

つまり、訴訟原因となる煙突のクラックは1970年4月には発生していたと解され、訴訟手続きが開始されたのは1978年10月であったため、これによって6年の出訴期限が徒過していると判断されたのである。

貴族院の判断によると、被害者である原告が損害の発生に気づきようがない場合であっても、出訴期限によって損害賠償請求をすることができなくなってしまう<sup>(45)</sup>。

また、この規律によると、建物が転々譲渡された場合、隠れた瑕疵が生じた時点から訴訟原因が発生し、それゆえ出訴期限の起算点とされるため、転得者が瑕疵に気が付いた時点では出訴期限を徒過してしまっている可能

---

(45) Clerk and Lindsell 2020, at 31-11.

<sup>(46)</sup>  
性がある。

#### 4 人身損害と物的損害を区別する理由——*Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決の不正義をさけるため・発見可能性基準による修正

このような、*Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決の不当な結論（貴族院が物的損害について発見可能性基準の採用を拒んだために、被害者が損害の発生を知る前に出訴期限が経過してしまうという不正義）を是正するため、1986年潜在的損害法（Latent Damage Act 1986）第1条および第2条によって、人身損害を除いた潜在的損害について、立法的に新たな修正を施すことで解決がなされた。<sup>(47)</sup>それを規定するのが、1980年出訴期限法（Limitation Act 1980）14条AおよびBである。

1980年出訴期限法14条Aによって次のような規律が導入された。14条Aによると、人身損害を除いた損害にかかる出訴期限は、訴訟原因が発生した時から6年、あるいは「起算点（starting point）」から3年である。<sup>(48)</sup>「起算点」とは、次の時点をいう。すなわち、(a) 損害の重大部分、(b) 加害者が誰か、<sup>(49)</sup>(c) 損害を被ったことを被害者が知り得た時である。

また、14条Bによれば、次のことが規定されている。すなわち、人身損害を除いたネグリジェンスに基づく損害賠償請求訴訟において、ネグリジェンスとされる行為から15年が経過した後は訴えを提起することができない。これは「long-stop」と呼ばれており、わが国における除斥期間に

(46) Clerk and Lindsell2020, at 31-16, Markesinis2019, at 781.

(47) *Pirelli General Cable Works Ltd v Oscar Faber and Partners* 判決が判例集に登載されたのは1983年である。

(48) see, Street on Torts2021, at 640.

(49) Clerk and Lindsell2020, at 31-72.

近いものと理解される。ただしこれは裁判所に救済を求めることができな<sup>(50)</sup>  
いだけであって、権利を消滅させるものではない。

さらに、隠れた瑕疵のある建物が転々譲渡された場合には、それぞれの  
買主ごとに出訴期限が異なることが規定されている。ただし、この規律は、  
建物の転得者がその瑕疵を知っていたか、知り得た場合には適用されない。<sup>(51)</sup>  
換言すると、瑕疵が「隠れた (latent)」ものであることを要件としている。<sup>(51)</sup>

このように、イングランドにおける物的損害の出訴期限にかかる規律は、  
制定法によって事後的・個別的に修正がなされてきた。ただ、イングラン  
ド法において建物に瑕疵がある事案は *Murphy v Brentwood District Council*  
判決<sup>(52)</sup>によって純粹経済損害の賠償が認められる場合が限定的に解されたた  
め、その適用を一般論として拡張することは困難で、議論は混沌として<sup>(53)</sup>  
いる。<sup>(54)</sup> もちろん、建物の瑕疵によって人身損害が発生した場合は、人身損  
害にかかる出訴期限が適用される。

建物の瑕疵については純粹経済損害としてイングランド法では議論があ  
るため、上記のような規律が適用されるのは人身損害を除いた損害として  
主に専門家責任の領域が想定されている。つまり、専門家責任の領域にお  
いて、専門家が誤った情報を顧客に与える、たとえば税理士がある取引の  
スキームにつき誤った助言を与えた結果、数年後に税務当局からスキーム  
の違法性が指摘され追徴課税された場合などである。この場合、出訴期限  
の起算点は税理士が誤った助言をした時ではなく、追徴課税がなされた時

---

(50) Clerk and Lindsell2020, at 31-73.

(51) Clerk and Lindsell2020, at 31-16.

(52) [1991] 1 AC 398.

(53) もっとも、イングランド法において純粹経済損害は、*Hedley Byne and Co. Ltd. v Heller and Partners Ltd.* 判決 ([1964] AC 465.) の枠組みによ  
って、なお賠償請求可能である (Clerk and Lindsell2020, at 31-12.)。

(54) Street on Torts2021, at 640.

<sup>(55)</sup>  
である。

## 5 小括

以上の通り、イングランド法における出訴期限をめぐる基本的な法状況は、①出訴期限は訴訟原因の発生が起算点となる、②起算点は訴訟原因の発生時であるが、制定法によって起算点が発見可能時に変更されていることがある、③イングランドにおける判例法の発展に伴って、人的損害と物的損害では出訴期限について異なる制定法の規定によって規律されていたことを確認することができた。

とりわけ、③については特段の合理的な理由があるわけではなく、単にコモン・ロー上の権利を制定法で個別対症療法的に規定してきたという歴史的・偶然的な縁由<sup>(56)</sup>によるものであった。

では、出訴期限との関係で、訴訟の客体となる不法行為にかかる訴訟原因はどのように理解されているのであろうか。以下、項を改めて検討を続けることにしよう。

## IV イングランド法——訴訟原因の個数と損害項目

### 1 序——イングランドにおける議論状況

わが国では交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求権の個数の問題は実体法の問題であるとされながら主に民事訴訟法学で議論がなされてきたが、イングランド法においては——訴訟法ではなく——まさに実体法である損害法（Law of damages）の領域において議論がなされている。

そこでは、やや技術的な概念である訴訟原因と関係するため、まずはこ

---

(55) Clerk and Lindsell2020, at 31-71.

(56) 松尾・前掲注(28)50頁は「カズイスティック」と表現している。

(57) イングランド損害法における訴訟原因の個数の問題は、主に後遺症等

の点から確認していくことにしよう。

## 2 訴訟原因——訴訟の客体

わが国における請求権概念と類似する機能を果たす概念として、イングランド法あるいは英米法には訴訟原因 (cause of action) という概念がある。訴訟原因とは、前述の通り、①請求を実体法的に基礎づけるのに必要な事実、あるいは、②請求権と訳されているところ、<sup>(58)</sup>ここではより②の請求権の側面が強調される。もちろん、イングランド法あるいは英米法における訴訟原因とわが国における請求権概念は100%一致するものではないが、請求権概念と時効を検討するにあたって、十分参照に値する議論が展開されている。

その中でも、とりわけ本稿が注目するのは、訴訟原因の個数と損害項目との異同である。<sup>(59)</sup>

## 3 契約の場合——条項ごとに複数の訴訟原因？

まず、イングランド法における訴訟原因の概要を把握するために、契約の場合における訴訟原因の個数の問題を指摘しておきたい。

すなわち、一般的に一つの契約は複数の約束・条項によって構成されているが、では、訴訟原因は違反された約束・条項ごとに異なるのであろうか。それとも、契約全体として1個の訴訟原因なのであろうか。これは、本稿の射程からは離れるために詳細に紹介することはしないが、違反され

---

を念頭においた損害賠償請求の時的な問題の前提として議論がなされている (Mcgregor2021, at 11-001.)。つまり、損害賠償請求訴訟を提起した後、後遺障害が発覚した場合、後の後遺障害に基づく損害賠償請求は、重複起訴に該当するののかという形である。

(58) 田中・前掲注(32)129頁。

(59) Mcgregor2021, at 11-007.

た条項ごとに訴訟原因は異なる<sup>(60)</sup>と解説されている。

#### 4 一つの行為で複数の利益を侵害する場合——*Brunsdan v Humphrey* : 先例

では、不法行為に基づく損害賠償請求の場合にはどうか。一つの行為によって複数の利益を侵害する不法行為がなされた場合、イングランド法においては、*Brunsdan v Humphrey*<sup>(61)</sup>判決によって、訴訟原因は複数であることが、現時点では確立している。しかし、この判決には反対意見も付されていた。

*Brunsdan v Humphrey* (1884) 14 QBD 141, CA

##### [事案の概要]

原告の馬車と被告の馬車が衝突する事故が発生した。原告は車両の損傷について県裁判所に賠償を求め提訴し、認容された。その後、身体にも傷害が発生していることが発覚し、別途身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。この訴えにつき、原審ではすでに車両損傷の賠償を命じる県裁判所の判決が存在することを理由として却下とされたため、イングランド控訴院に上訴がなされた。

イングランド控訴院における多数意見はこの上訴を認め、訴訟原因は異なると判示した。

他方で、Coleridge 卿は反対意見を述べている。すなわち、——

同一の事故によって手と足を怪我した場合、訴訟原因は1つであって2度目の別訴を提起することができない。

しかしながら、多数意見に従うと、足とズボンの損傷が発生し、あ

(60) Mcgregor2021, at 11-003.

(61) (1884) 14 QBD 141, CA.

るいは腕とジャケットの袖が損傷した場合、2つの訴訟原因が発生することになり、2度訴訟することが可能となることになる。私はこの結論が妥当であるとは思わないという理由づけである。

## 5 100年後の反対意見

この *Brunsdan v Humphrey* 判決からちょうど100年後、控訴院の *Buckland v Palmer* 判決<sup>(62)</sup>では、*Brunsdan v Humphrey* 判決の多数意見の規律に疑義が示されている。

*Buckland v Palmer* [1984] 1 WLR 1109, CA

### [事案の概要]

原告のホンダ車（以下「原告車」という）と被告のアルファロメオ車が衝突し、原告車は大きく損傷した。

原告は保険に加入しており、事故発生時、被告も保険に入っていると応えていた。

原告車の損害は保険によってカバーされるが、50ポンドは免責で自己負担となった。

原告は免責となった50ポンドの支払いを求め4月に本人訴訟で被告に対して損害賠償を請求した。被告は裁判所の命令により原告に50ポンドを支払い、この手続きは追って指定 (stay) となった。

ところが、被告は実際には保険に加入していないことが発覚し、9月に原告の保険会社から被告に対して原告の名で損害賠償請求訴訟が同一の県裁判所に提起された。被告は、この9月の訴えの訴訟原因は4月の訴えと同一で重複起訴に該当するとして、却下を求めた。この

---

(62) [1984] 1 WLR 1109, CA.

被告による却下の主張が斥けられたため、被告から控訴院に上訴された。

[判旨 (多数意見)]

保険会社による9月の訴えは、4月の訴えがすでに県裁判所に係属しているからといって訴権の濫用となるものではなく、追って指定となっている4月の訴えにつき追加的併合がなされたうえで再開されるべきである。そして、このことによって県裁判所の管轄を超えてしまうため高等法院に移送されるべきである

この判決において、Griffiths 控訴院裁判官は、*Brunsdan v Humphrey* 判決はアメリカとカナダにおいて否定されており、物の壊れた部品ごとに異なる訴訟原因があると主張することはできないため、訴訟原因は異なるとした *Brunsdan v Humphrey* 判決に賛意を示すことは困難であると反対意見<sup>(63)</sup>を述べている。

さらに、*Buckland v Palmer* 判決からおよそ10年後の *Talbot v Berkshire* <sup>(64)</sup> CC 判決においても、*Brunsdan v Humphrey* 判決には疑義が示されている。

*Buckland v Palmer* 判決において Griffiths 控訴院裁判官が引用するカナダ最高裁判所の判決が、次に掲げる *Cahoon v Franks* 判決である。

## 6 カナダ法——*Brunsdan v Humphrey* の否定

カナダ最高裁判所においては、同一の交通事故に起因する不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟原因は一つであると判示されている。その理由は、訴訟原因という歴史的な形式に縛られるべきではないというものである。

以下で示すように、カナダ法では、*Brunsdan v Humphrey* 判決は明確に

---

(63) 結論として Griffiths 控訴院裁判官は上訴を容れ、9月の訴えは却下されるべきとしている。

(64) [1994] QB 290, CA.



否定されるに至っている。

*Cahoon v Franks* [1967] SCR 455.

### [事案の概要]

1965年1月8日、停車していた原告の車に被告車が衝突するという事故が発生した。

1965年12月29日、原告は305カナダドルの物的損害についての賠償を請求する訴えを提起した。

1966年1月18日、訴えを人身損害に変更することが認められ、アルバータ州裁判所に移送された。

アルバータ州裁判所では、1966年2月8日、損害につき就労不能を理由とする人身損害を追加することが認められた。

これに対し被告が上訴したが認められなかった。

さらに被告がカナダ最高裁判所に上訴。上訴の理由は、原告は損害に就労不能を理由とする人身損害を追加しているが、これによって新たな訴訟原因が追加されたことになり、訴えの変更がなされた時点で自動車高速交通法（Vehicles and Highway Traffic Act）131条（1）が定める出訴期限を徒過しているというものである。

争点は、訴えの変更が新たな訴訟原因の追加に当たるか否かというものであった。

### [判旨]

訴えの変更は、新たな訴訟原因を追加するものではない。

*Brunsdén v Humphrey* 判決は、現在のカナダ法ではもはや適切な法（not now good law in Canada）ではなく、変更されるべきである。

Hall 裁判官は、判旨を述べるうえで、一つの事故により右足を損傷し、同時にズボンが破けた場合、訴訟原因は右足の損傷を理由とする人身損害と、ズボンが破れたことによる物的損害の2つなのであろうかという

*Brunsdon v Humphrey* 判決における Coleridge 卿の反対意見を引用する。さらに、左足も損傷し、左足のズボンも破れた場合、訴訟原因の個数はどうなるのかという疑問も述べている。

カナダ最高裁判所がこのように同一事故による訴訟原因を一つと判示したのは、訴訟方式 (forms of action) が廃止されたことに根拠を求め<sup>(65)</sup>る。Hall 裁判官は、*Letang v Cooper* 判決<sup>(66)</sup>における Denning 卿による「法律を解釈するに際し、過去の訴訟方式 (forms of action) に戻ることを拒絶しなければならない。Maitland が『訴訟方式は廃止されたが、いまだ墓場からわれわれを支配する』と述べたが、われわれは訴訟方式のトラウマをなお克服しきれていない。訴訟方式はその役割を終えた。訴訟方式は、かつては実体法の導き (guide) であったが、もはやそうではない」という判示<sup>(67)</sup>を引用している。そのうえで、イングランドでは先例に拘束されるのであろうが、カナダではそのようなことはないのであるから、*Brunsdon v Humphrey* は適用されるべきではないと判示した。

## 7 アメリカ法においても否定

このカナダ法における規律はアメリカのほとんどの州においても同様<sup>(68)</sup>で<sup>(69)</sup>

(65) 訴訟方式とは、コモン・ロー上に存在した訴訟の範型のことである。かつてコモン・ロー上では訴訟は救済の必要に応じて成立したのではなく、コモン・ローが許容する救済方法が存在するところのみ成立したというものである。イングランドでは1875年に廃止されている。田中・前掲注(32)358-9頁参照。

(66) [1965] 1 QB 232.

(67) [1965] 1 QB 232, at 239.

(68) アメリカ法における訴訟原因と分割禁止の原則については、小松良正「アメリカの民事訴訟における一部請求をめぐる判例の展開——近時の判例を中心として——」早法72巻4号(1997年)119頁参照。

(69) イングランドにおける訴訟原因のリーディングケースとされる

あって、学説によると「同一の事故に基づいて訴訟を提起することができるのは一度だけである」と説かれており、イングランドの *Brunsdon v Humphrey* は否定されている。<sup>(70)</sup> たとえば、*Dearden v Hey* 判決では、被害者には事故による人身損害と物的損害によって1個の訴訟原因が発生するに過ぎないと判示されている。<sup>(72)</sup>

## 8 訴訟原因と損害項目——纏めとしてのイングランド法への回帰

つまり、同一の交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求訴訟で、訴訟原因が同一であるとする、被侵害利益による区別は単に同一の訴訟原因における損害項目 (heads of damage) の違いにすぎない。<sup>(73)</sup> たとえば、人身損害の賠償を請求する訴訟における、逸失利益と慰謝料の関係となんら異なるところはないのである。<sup>(74)</sup>

つまり、右足と右足のズボンが毀損された場合、訴訟原因は同一であって異なる訴訟原因を観念する必要はない。<sup>(75)</sup>

被害者が加害者に対して保険で免責となった金額を加害者に請求し、その後保険会社から加害者に対して損害賠償請求がなされたという事案である、*Buckland v Palmer* 判決における Griffiths 控訴院裁判官によると、<sup>(76)</sup>

---

*Brunsdon v Humphrey* は、共同不法行為を決する基準としてアメリカ法において引用されている。See, W.P. Keeton, Prosser and Keeton on Torts, 5<sup>th</sup> ed., 1984, 322.

(70) John G. Fleming 'The law of Torts' 1992, 8th ed. 225.

(71) 24 NE 2d 644.

(72) 24 NE 2d 644, at 646.

(73) Mcgregor2021, at 11-007.

(74) Mcgregor2021, at 11-007. わが国における最判昭和48年4月5日民集27卷3号419頁参照。

(75) Mcgregor2021, at 11-007.

(76) [1984] 1 WLR 1109, CA.

Griffiths 控訴院裁判官の見解として、事故によって破損した自動車の部品ごとに複数の訴訟原因を觀念することはできず、単に同一の訴訟原因における損害項目の異なりに過ぎないと判示されている。<sup>(77)</sup>

## 9 検討結果——同一の訴訟原因の損害項目

以上の通り、本稿における検討の結果として、イングランド法における最も信頼性の高い損害法のテキストによると、イングランド法においても *Brunsdan v Humphrey* 判決は間もなく変更されるであろうと述べられており (The days of *Brunsdan v Humphrey* are numbered)<sup>(78)</sup>、今日では同一の交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求について、人的損害と物的損害を区別する立場は否定されており、同一の交通事故にかかる訴訟は一度に解決すべきと理解されている。<sup>(79)</sup>

たとえば、*Conquer v Boot* 判決<sup>(80)</sup>における Sankey 控訴院裁判官の有名な判示として次のようなものがある。<sup>(81)</sup>

自動車が毀損されたことを理由に次のような一連の訴訟を提起することができないのは自明である。すなわち、ある日はホイールの侵害を理由として、翌月には侵害された車軸を理由として、さらに翌月にはウインドウが壊れたことを理由とする損害賠償請求である。これは、人身損害の場合にも同様であって、ある日には足の傷害を理由として、翌日にはもう片方の足の侵害を理由として、その翌日には指の侵害を理由として、さらには別途頭の怪我を理由として損害賠償請求訴訟を

(77) See, Mcgregor2021, at 11-007.

(78) McGregor2021, at 11-005.

(79) McGregor2021, at 11-008.

(80) [1928] 2 KB 336, at 340.

(81) この個所は、Sankey 控訴院裁判官の *Brunsdan v Humphrey* 判決の理解として述べられた部分である。

提起することはできない。人身損害の事案においては、損害賠償請求は一度になされるべきである<sup>(82)</sup>という判示である。

同様に、わが国でいわゆる不法行為による出生 (wrongful birth) として紹介されている事案において、〈母体への侵襲〉と〈子供を養育する費用〉とで、訴訟原因は異なることも、*Walkin v South Manchester Health Authority*<sup>(83)</sup> 判決において示されている<sup>(84)</sup>。

さらに、前掲の *Buckland v Palmer*<sup>(85)</sup> 判決における Griffiths 控訴院裁判官によっても訴訟原因は異ならず、単に損害項目の違いに過ぎないことが確認されている<sup>(86)</sup>。

つまり、同一の不法行為に基づく損害賠償請求について、イングランド法においてはまさに手続法ではなく実体法の領域で議論がなされているところ、人的損害と物的損害に関しては訴訟原因が異なるのではなく、単なる同一の訴訟原因の損害項目にすぎないと位置づけられていると結論することが可能である。

---

(82) この事案は、建物の建築請負契約において、異なる契約条項違反を理由として別訴の提起が試みられたものである。控訴院は、同一の建築紛争事案においては一度に解決が図られるべきであるとして原告の主張を斥けている。

(83) [1995] 4 All ER 132, CA.

(84) この事案は、不妊手術の失敗によって原告の女性が妊娠・出産し、子どもの養育費用を損害賠償として病院に請求したが、これが人身損害に関するものとして出訴期限にかかるのではないかが争われたものである。イングランド控訴院は、母体への侵襲 (手術と出産) と子どもの養育費は同一の訴訟原因であると判示している。

(85) [1984] 1 WLR 1109, CA.

(86) McGregor2021, at 11-007.

## V 検討——請求権と損害項目 (heads of damage)

### 1 ここまでの総括

本稿では、同一の交通事故における不法行為に基づく損害賠償請求につき、人的損害と物的損害とで請求権は異なるのかという問題関心に基づき、わが国の問題点を整理し、英米の不法行為法・損害法を検討してきた。

その結果、①わが国の従来議論においては、同一の交通事故における不法行為に基づく損害賠償請求権の個数の問題は訴訟物ではなく実体法の問題であるとされつつも最近の不法行為法学では明示的に論じられることは少なく、改正民法724条の2との関係は不明確であった。

そこで目を英米法に転じると、②イングランド法においては、確かに出訴期限について人的損害と物的損害に分けて規律されているが、これはコモン・ローを制定法によって個別事後的に修正してきた歴史的痕跡にすぎないこと、③イングランド法では、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の客体はまさに実体法の問題として議論がなされていること、④イングランド損害法においては、確かに現時点で不法行為に基づく損害賠償請求は被侵害利益ごとに訴訟原因が異なるとする100年以上前の判決があるが、これは指導的学説によって早晚変更されるべきことが指摘されており、この判決を明示的に否定するカナダ最高裁判所の判決を見出すことができた。カナダ最高裁判決が100年以上前の判決を否定した理由は、歴史的、形式的な理由によって、被害者の権利が侵害されてはならないという理由づけであった。⑤このように、不法行為に基づく損害賠償請求において訴訟原因が同一であるとすると、人的損害と物的損害については、単に損害項目 (heads of damage) が異なるにすぎないということになる。

以下、順に検討していくことにしよう。

## 2 わが国の議論の確認

わが国における従来の議論において、同一の交通事故における不法行為に基づく損害賠償請求権の個数の問題は、民事訴訟法の領域において訴訟物ではなく実体法の問題であるとされつつ、身体損害と物的損害とでは請求権が異なるとする立場が有力であったものの、民法（不法行為法）の領域からは最近この問題について明示的に論じられることは少なく、平成29年改正民法との関係も明確ではなかった。<sup>(87)</sup><sup>(88)</sup><sup>(89)</sup>

## 3 改正民法による724条の2との関係——請求権の分断？

そこで、まずはイングランド法における出訴期限に目を転じると、確かに不法行為にかかる出訴期限について、人的損害と物的損害に分けて規定がおかれているが、これはコモン・ローを制定法によってパッチワーク的に修正がなされてきた歴史的形跡にすぎないことが明らかとなった。他方で、わが国における請求権概念と類似する訴訟原因については、同一の事故から発生する場合につき、複数ではないとする見解が極めて有力であっ

---

(87) 高橋『重点講義』260頁注(32)参照。

(88) 不法行為法と訴訟を明示的に論じる貴重な文献においても、主に要件事実との関係での説明であって、訴訟物については触れられていない（窪田・前掲注(20)509頁）。ただ、イングランド法においてみられたように、不法行為に基づく損害賠償請求の客体の問題は後遺障害など時的な問題とも密接に関連しており、この観点からこの問題に触れる文献は見出すことができ（潮見・前掲注(17)244頁）、後掲する前田達明教授や平井宜雄教授の見解がある。

(89) さらに、物損であっても例外的に慰謝料が認められることがあるが（たとえば、ペットの損害について、名古屋高判平成20年9月30日交民集41巻5号1186頁参照）、この場合、不法行為に基づく損害賠償請求権の個数をどのようにカウントするのか。令和3年判決によると複数の請求権が発生するようにも思われるが、未解明の複雑な問題が多く発生することを認めざるを得ないであろう。

た。

このことからわが国の不法行為法について得られる示唆として、不法行為に基づく損害賠償請求権に関して、平成29年改正民法で人的損害について特例に関する規定（724条の2）がおかれたからといって、人的損害と物的損害とで請求権は異なると解する必然性は認められないと思われる。確かに人の生命・身体の侵害については特例が規定されたものの、それは単に「権利又は法律上保護される利益」—「生命・身体の侵害」=「その他の利益」という図式を描くのみであり、積極的にその他の物的損害あるいは精神的損害を別の請求権に基づくものとする理由づけを見出すことはできない。

また、人的損害と物的損害は別の請求権だとすると、人的／物的損害の賠償を求めた後に、物的／人的損害の賠償を請求することは、重複基礎の禁止（民訴142条）に該当するのか／しないのかという問題が発生する。おそらく、訴訟上の信義則等による対応が語られるのであろうが、技巧的にすぎないか。訴えの変更との関係でも同様の困難な問題が発生するのは、カナダ法において見られた通りである。

そして、判例は、後遺症に基づく損害賠償請求につき、請求権の個数ではなく一部請求の問題として位置づけているが、<sup>(90)</sup> イングランド法では後遺障害の問題も訴訟原因の個数の問題とされているところ、後遺症に基づく損害賠償請求では請求権は同一としつつ、身体傷害と車両損傷とで請求権を分断するのは、平仄が合わないと思われる。

さらに、車両損傷について身体傷害と請求権が異なるとすると、——生命・身体の侵害にかかる損害賠償請求権について時効期間が5年とされたにもかかわらず——事実上、物的損害の賠償請求のために3年以内に訴え

(90) 最判昭和42年7月18日民集21巻6号1559頁。もっとも、伊藤・前掲注(11)233頁は、実体法上別の権利と位置づけている。



を提起せざるを得ず、改正の意義が減殺されるのではなからうか。

#### 4 同一の事故による不法行為に基づく損害賠償請求権の個数——実体法の問題

イングランド法では、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の客体の問題は、手続法ではなくまさに実体法の問題として議論がなされている。

<sup>(91)</sup>  
*Letang v Cooper* 判決において Denning 卿が「法律を解釈するに際し、過去の訴訟方式 (forms of action) に戻ることを拒絶しなければならない。Maitland が『訴訟方式は廃止されたが、いまだ墓場からわれわれを支配する』と述べたが、われわれは訴訟方式のトラウマをなお克服しきれていない。訴訟方式はその役割を終えた。訴訟方式は、かつては実体法の導き (guide) であったが、もはやそうではない」と判示した<sup>(92)</sup>ことが、わが国における訴訟法と実体法との関係にも示唆を与え得ると理解する。

そもそも、わが国において実体法である最近の民法 (不法行為法) は、物損の問題を損害の金銭的評価などの損害論に位置づけてきており、<sup>(93)</sup>明示的に不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟物を論じる見解によっては、訴訟物は1個であると説かれている<sup>(94)</sup>のである。

#### 5 請求権と損害項目

イングランド損害法においては、確かに現時点で不法行為に基づく損害

---

(91) [1965] 1 QB 232.

(92) [1965] 1 QB 232, at 239.

(93) 前田陽一・前掲注(22)96頁, 窪田・前掲注(20)411頁, 潮見・前掲注(17)264頁, 野澤正充『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社, 第3版, 2020年)200頁。吉村良一『不法行為法』(有斐閣, 第5版, 2017年)173頁は, 損害賠償額の算定方法の一つとして物損を扱う。

(94) 前田達明・前掲注(21)411頁, 平井・前掲注(21)502頁。

賠償請求は被侵害利益ごとに訴訟原因は異なるとする100年以上前の判決が存在するが、これは指導的学説によって早晚変更されるべきことが指摘されており、この判決を明示的に否定するカナダ最高裁判所の判決を見出すことができた。カナダ最高裁判決がこの100年以上前の判決による規律を否定した理由づけは、歴史的・形式的な縁由によって、被害者の権利が侵害されてはならないというものであった。

たとえば、令和3年判決の事案で原告は衣類等にも損傷を被っていると推察されるが——大型自動二輪車の転倒事故のため——衣類の損傷についても請求権は異なり賠償請求は認められないのであろうか。このような結論はまさに歴史的・形式的であって、被害者の保護に悖るのではなかろうか。<sup>(96)</sup>かつては訴訟法の導きによって実体的な権利が生成されてきたのであろうが、<sup>(97)</sup>今日では実体法独自の請求権概念を構築することに妨げはないと思われる。

## 6 到達点：請求権の同一性——単なる損害項目の差異

このように、不法行為に基づく損害賠償請求において請求権が同一であるとする、身体傷害と車両損傷については単に損害項目（heads of damage）が異なるにすぎないという結論に帰着する。

もちろん、英米法における訴訟原因とわが国の請求権概念は100%一致

(95) 令和3年判決の評釈における金丸教授は令和3年判決の射程を狭くとらえており、このような理解に近いと思われる（金丸・前掲注(26)93頁）。

(96) 従来より不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟物を明示的に論じる見解によっても、訴訟物1個説が主張されており（前田達明・前掲注(21)411頁）、平井宜雄教授も「社会的に1個とみられる『損害』をめぐる紛争が訴訟物である」とされている（平井・前掲注(21)502頁）。

(97) 請求権概念については、奥田昌通『請求権概念の生成と展開』（1979年、創文社）237頁参照。

するものではない。しかし、歴史的形式的概念によって被害者の救済が否定されるべきではないという理由は参照に値し、令和3年判決が身体傷害と車両損傷で請求権を分断したことには疑義を呈示することが可能である。

確かに、英米法は現在においても歴史的形式的くびきが強い傾向がみられるが、それにもかかわらず同一の交通事故における不法行為に基づく訴訟原因は複数と解すべきではないとする方向に舵を切っている。わが国における請求権概念にも同様に一定程度歴史的形式的傾向は見受けられると思われるが、<sup>(98)</sup>このような歴史的形式的理由のために請求権を細分化することによって、物的損害であっても被害者の救済に悖ることがあってはならないと思われる。

最近の不法行為法においては、必ずしも同一の交通事故における不法行為に基づく損害賠償請求権の個数について明示的な議論は十分ではなかったが、——令和3年判決とは異なり——訴訟の客体となる請求権が異なるのではなく、身体傷害と車両損傷については損害項目が異なるに過ぎないとするだけで足りるのではなかろうか。

## VI お わ り に

本稿では、同一の交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求権の個数という問題関心に基づき、主にイングランド法を参照してきた。

その結果、イングランド法では、①出訴期限につき人的損害と物的損害とでは異なる制定法によって規律されているが、これはコモン・ローによる権利を制定法が対症療法的に規制してきた歴史的・偶然的な理由によるものであって、理論的に消滅時効との関係で人的損害と物的損害とで訴訟原因は異なるとする必然性はないこと、②同一の交通事故による不法行為

---

(98) 奥田・前掲注(97)170頁以下参照。

に基づく損害賠償請求にかかる訴訟原因の個数の問題は、損害法における実体的な問題として議論されていること、③同一の交通事故による不法行為に基づく訴訟原因は現状100年以上前の判例法によって複数成立するとされているが、学説によってこの判例法が変更される日は近いと評価されており、カナダ最高裁判所はまさに正面から同一の交通事故による不法行為に基づく訴訟原因は複数ではないと判示していた。そして、④同一の交通事故による不法行為に基づく損害賠償請求権の個数の問題は、請求権が複数成立するのではなく単に損害項目の問題とすれば足り、このような請求権における損害項目間の整序は実体法である不法行為法（損害法）の領域の問題であることが明らかとなった。

かつて訴訟法は実体法の導き（guide）であったのであろうが、そのような歴史的形式的理由によって被害者の救済が短期で妨げられるのは——たとえ物的損害であっても——妥当ではない。今後は、実体法である民法（不法行為法・損害法）の領域において、同一の交通事故における不法行為に基づく損害賠償請求権の損害項目間のさらなる整序がなされることが課題とされる。

# Number of Tort Claims and Heads of Damage: Can the Claimant Amend the Claim?

論

Kunihiro ONISHI

説

How many tort claims are there for damages? In this regard, the Japanese Supreme Court has held that the claim is different for each injured interest. Is this conclusion reasonable? To answer this question, this article studies Anglo-American law, which entails a concept of cause of action similar to the Japanese concept of claim.

First, in English law, personal injury and property damage claims have different statutes of limitation, but this is merely because of the historical coincidence that common law rights were regulated separately by statute.

Second, the issue of claims for damages based on torts resulting from the same road traffic accident is discussed in substantive law—the law of torts—rather than in the law of civil procedure.

Third, a decision proposed over 100 years ago held that causes of action in England vary based on the injured interest. This decision has been rejected by the Supreme Court of Canada. Leading scholars in England have also noted that English law made over 100 years ago will soon be overruled.

In view of the above situation in Anglo-American law, it is possible to question the decision of the Japanese Supreme Court that the right to claim damages in tort differs based on the injured party's interest. It should be understood that the right to claim damages for torts does not differ for each injured interest but merely for different heads of damage.